

国際水準 GAP 指導マニュアルの改訂方針等について

令和 7 年 9 月 16 日
農林水産省農産局
農業環境対策課

1 改訂方針

- (1) 国際水準 GAP ガイドライン指導マニュアル（以下「指導マニュアル」という。）は、令和 4 年に策定された国際水準 GAP ガイドラインで求められる取組内容の解説、想定されるリスク及びその対策例を提示し、GAP 指導員の指導活動や農業者が国際水準 GAP に取り組む際の検討資料として作成された。
- (2) これまで、指導マニュアルは、現場での指導活動や都道府県 GAP の準拠確認作業等に活用されてきたが、一部、記載内容が不十分であることや現場の実態に即していない部分があるため、その内容について改訂する必要性が生じている。
- (3) また、東京オリンピック・パラリンピック後、我が国における GAP 認証経営体数は、横ばいで推移している。こうした状況の下で、農林水産省としても、生産現場における GAP の理解を促進するため、指導マニュアルの内容を一層充実させることが重要であると認識している。
- (4) 以上を踏まえ、以下を基本方針として改訂版を作成することとしたい。
 - ① GAP に取り組む農業者に過度な負担がかからない指導マニュアルを作成することを基本とし、また、都道府県の普及員等の GAP 指導員が現場での指導に活用しやすいよう、簡潔で分かりやすい内容とすること。
 - ② 国際水準 GAP ガイドラインは、実需者等から GLOBALG. A. P.、JGAP 等の第三者認証を求められた際に、円滑に認証取得できるように作成されていることから、これらの水準を満たした内容にすること。

2 その他の留意事項

- (1) 今回の改定に当たっては、指導マニュアルの記載内容を中心に検討することとし、国際水準 GAP ガイドラインにおける取組事項については、改定の対象外とする。
- (2) このため、今回の改訂の対象は、指導マニュアルのうち、「A. 解説」、「B. 具体例と想定される対策」及び「C. 関係する法令等」とする。
- (3) また、検討対象は「青果物」の指導マニュアルとする。第 1 回検討会は、「青果物の番号 8～10（リスク管理）及び 45（鳥獣被害防止対策）」を中心に検討を行う。併せて、今後の検討の方向性についても検討を行うこととしたい。